

愛媛県県民文化会館駐車場管理規程

1 趣旨

この規程は、愛媛県県民文化会館（以下「会館」という。）の駐車場の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 駐車場の管理

- (1) 駐車場の管理は愛媛県県民文化会館の警備保安を受け持つ専門業者へ委託することができるものとする。
- (2) えひめ文化振興コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）は、原則として会館の利用者に駐車場使用を認めるものとする。ただし、駐車場に余裕がある場合は一般駐車を希望する者にも、駐車場の使用を認めるものとする。
- (3) コンソーシアムが必要と認めた場合は、西駐車場において大型自動車の駐泊を認めることができる。
- (4) 管理者は、駐車場の利用者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を拒むことができる。
 - (ア) 駐車場内において、著しく秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (イ) 駐車場係員の指示に従わなかったとき。
 - (ウ) その他コンソーシアムの定める注意事項を守らなかったとき。

3 使用時間等

- (1) 駐車場の使用時間は、8：00 から 22：00 までとする。ただし、コンソーシアムが必要と認めたときは、使用時間を延長することができる。
- (2) コンソーシアムは、会館で行われる行事の多寡により、駐車場の営業日及び営業時間を調整することができる。

4 入庫及び出庫の処理

(1) 入庫時

使用者に、必要事項を刻印した駐車券を発行する。

(2) 出庫時

使用者から駐車券を受け取り、定められた駐車料金を収納する。

5 駐車料金の納入

駐車場係員は、使用者から使用料を収納したときは、1 日を単位として集計し、コンソーシアムへ納入するものとする。

6 駐車料金の免除

- (1) コンソーシアムが会館の管理運営上必要と認めた場合は、駐車場の使用料を免除することができる。
- (2) 駐車場の使用料を免除する場合の基準は、コンソーシアム代表団体代表（以下「代表」という。）が別に定める。

7 その他駐車場の管理に関し必要な事項は、代表が別に定める。

8 この規程の変更については、愛媛県と協議のうえ、代表が行う。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人愛媛県文化振興財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

駐車場の使用料を免除する場合の基準

愛媛県県民文化会館駐車場管理規程第6項における駐車場の使用料を免除することができる場合は、緊急車両等のほか、次の各項に該当する場合とする。

- 1 会館の管理運営に関する業務のため、コンソーシアムが必要と認めた車両
- 2 会館の利用に関する手続等のために駐車する車両
- 3 コンソーシアムの販売物を購入するために駐車する車両
- 4 会館を使用する主催者が駐車する場合、次の台数まで使用料を免除する。
 - (1) メインホール、サブホール、真珠の間をそれぞれ単独使用の場合、5台
 - (2) メインホール、サブホール、真珠の間のいずれかを含む複数の会場を使用する場合、6台
 - (3) 第1～8会議室又はリハーサル室を単独で使用の場合、2台
 - (4) 第1～8会議室又はリハーサル室のうち複数の会場を使用する場合、3台
 - (5) 特別会議室使用の場合、第1号から第4号の規定にかかわらず8台
 - (6) 応接室使用の場合、応接室ごとに第1号から第4号の規定にかかわらず8台
- 5 前項第1号から第5号に該当する車両については、事前の届出があるものに駐車許可証を発行するほか、各担当者が駐車券に使用料の免除を証明する記載を行うこととする。
- 6 第4項第6号に該当する車両については、駐車券に使用料の免除を証明する記載を行うこととする。